

HAMACO:LIVING 利用規則

一般社団法人まちなね浜甲子園（以下「管理者」という。）は、HAMACO:LIVING（以下「本施設」という。）に関し、次のとおり利用規則を定める。

（遵守義務）

第1条 本施設の利用者は、本施設の利用にあたり、「HAMACO:LIVING 利用規則」に同意し、本利用規則を遵守しなければならない。

（利用時間）

第2条 本施設の会館時間は、10:00～17:00 とする。火曜日・水曜日及び年末年始を定休日とする。管理者の都合により開館時間及び定休日に変更となる場合がある。

（利用上の留意事項）

第3条 利用者は、下記の事項を守ることとする。

- （1）本施設内は禁煙とし、火器を使用しないこと（カセットコンロは除く）。
- （2）カラオケ、楽器演奏等の音楽活動は近隣の迷惑となるため行わないこと。
- （3）他の使用者に迷惑を及ぼさないよう、譲り合って利用すること。
- （4）宗教の勧誘、法律に反する利用、公序良俗に反する行為を行わないこと。
- （5）貴重品は、本人の責任において管理すること。
- （6）本施設内での持ち込みでの飲食を可とする。キッチンを使用する場合はスタッフに声をかけること。
- （7）利用者は、事務所スペースに入室しないこと。

（自由利用の留意事項）

第4条 開館時間内において、貸切利用の予約及びイベント利用の予定がない場合に限り、下記の事項を留意することを前提に、本施設を誰もが自由に利用することができる。

- （1）利用料金は無料とする。他の利用者の迷惑にならないよう譲り合って利用すること。
- （2）小学生未満のこどもは保護者同伴で利用すること。
- （3）スペース利用後は片付け・清掃を行い、来た時の状態に戻すこと。
- （4）貸切利用及びイベント利用の予定がある場合は、事前に掲示を行う。

（貸切利用の留意事項）

第5条 下記の事項を守ることが前提に、事前予約を行った上で、本施設の有料での貸切利用が可能となる。

- （1）事前予約は、受付・電話・メールで行うことができる。利用日の2か月前より予約可能とする。（但し、当法人の会員の場合は、3か月前より予約可能とする）
- （2）貸切利用の利用者は、利用前に受付で申込用紙を記入する。

(3) 利用料金は利用日当日、スペースを利用する前に予約者本人が支払いを行う。

(4) 利用料金は、利用人数に関わらず下記のとおりとする。(税別)

利用料金：全体貸切 (1 時間 1,000 円)

半分貸切 (1 時間 600 円)

(※当法人の会員の場合は 1 時間あたり 200 円引とする。)

(5) 貸切利用の場合も、スタッフやトイレ利用者がスペースを通る場合がある。

(6) 利用内容によっては貸切利用をお断りする場合がある。

(その他設備の利用)

第 6 条 その他、当施設内にある自動販売機、コピー機、インターネット接続 (wifi) を利用することができる。プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードは、有料 (1 回 100 円・税別) で利用することができる。

(利用の取り消し)

第 7 条 利用者が本利用規則に違反した場合、管理者は利用者の本施設の利用を禁止することができる。

(利用者の賠償義務)

第 8 条 利用者は本施設の利用にあたり、本施設内におけるキズ、破損、及びこれらに類する損害が発生した場合には速やかにスタッフに報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(管理者の免責)

第 9 条 施設内で万が一の事故・ケガ、盗難、トラブル等について、管理者は一切のその責任を負わないものとする。こどもの安全管理は保護者の責任のもと行い、利用するものとする。

一般社団法人まちなね浜甲子園

2017 年 8 月